

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

上記、ガイドラインが文部科学省初等中等教育局・食育課より、また東京北区より新型コロナウイルス感染症患者への対応が発表されましたのでお知らせいたします。

本校では、文部科学省のガイドラインに沿って、北区保健所と連携を取り対応してまいります。

文部科学省のガイドライン

1. 学校で感染者が確認された場合の対応

学校で児童生徒等や教職員の感染者が確認された場合は、校長は、感染した児童生徒等について出席停止の措置をとるほか、感染者が教職員である場合は、病気休暇等の取得や在宅勤務、職務専念義務の免除等により出勤させないようにしてください。

また、児童生徒等や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとってください。

2. 濃厚接触者等の特定について

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者等の特定等のための調査は、通常、保健所が行いますが、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域における学校においては、保健所が示す一定の基準に基づく濃厚接触者やその周辺の検査対象者となる者（以下「濃厚接触者等」という）の特定のため、校内の濃厚接触者等の候補者リストの作成に協力することが必要な場合があります。学校、教育委員会等は、保健福祉部局その他関係機関と、事前に保健所との協力体制について可能な限り相談をしてください。

<濃厚接触者等の候補の考え方>

校内の濃厚接触者等の候補の範囲は、感染者の感染可能期間（発症2日前（無症状の場合は、陽性確定に係る検体採取日の2日前）から退院又は療養解除の基準を満たすまでの期間）のうち当該感染者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでの期間において以下の①又は②いずれかに該当する児童生徒等及び教職員とします。

①濃厚接触者の候補

- ・感染者と同居（寮等において感染者と同室の場合を含む）又は長時間の接触があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者を介護していた者
- ・感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者（1メートル以内の距離で互いにマスクなしで会話が交わされた場合は、時間の長さを問わずに濃厚接触者に該当する可能性がある）
- ・手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（※）で、感染

者と 15 分以上の接触があった者（例えば、感染者と会話していた者）

※必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切な状態ではなかったかについても確認する。

②濃厚接触者周辺の検査対象となる者の候補

- ・感染者からの物理的な距離が近い、又は物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者等（感染者と同一の学級の児童生徒等）
- ・大声を出す活動、呼吸が激しくなるような運動を共にした者等（感染者と同一の部活動に所属する児童生徒等）
- ・感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている者等（感染者と同一の寮で生活する児童生徒等）
- ・その他、感染対策が不十分な環境で感染者と接触した者等

※学校において上記①②の候補の速やかな特定が困難な場合は、判明した感染者が 1 人でも、感染状況によっては、原則として当該感染者が属する学級等の全ての者を検査対象の候補とすることが考えられる。

3. 出席停止の措置及び臨時休業の判断について

学校において感染者が発生した場合に、学校の全部または一部の臨時休業を行う必要性については、通常、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて学校の設置者が判断することとなりますが、学校の設置者は、緊急事態宣言対象地域、又はまん延防止等重点措置区域においては、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合に臨時休業を行う範囲や条件を事前に検討し、公表しておくことが適切です。

<臨時休業の範囲や条件の例>

学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が考えられる場合には、当該感染者等を出席停止とするとともに、学校医等と相談し、以下のとおり臨時休業を検討してください。

まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間（全体として概ね数日～1週間程度）、臨時休業を行うことが考えられます。なお、ばく露から症状発症まで、最大14日、多くは5日と長いこと、既に感染が顕在化した時点で、臨時休業を行ったとしても感染の拡大がさらに広がる可能性があることに留意してください。

その上で、把握された全体像の状況によって、感染が拡大している可能性がある場合においては、

教育委員会等の設置者は次の必要な対策として学級あるいは学年・学校単位の臨時休業の検討をしてください。

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者で必要と判断した場合
(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)

○学級閉鎖の期間としては、5～7日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。

【学年閉鎖】

○複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学年閉鎖を実施する。

【学校全体の臨時休業】

○複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校全体の臨時休業を実施する。

北区

【事業所・施設向け】新型コロナウイルス感染症患者への対応

職場で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合

北区保健所では、北区内に所在する事業所・施設で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合に感染症法に基づき、感染拡大防止のための疫学調査・指導・助言を行っています。

※新型コロナウイルス感染症患者の発生状況によっては、感染拡大時の重症化リスクが高い施設の対応を優先することがあります。

保健所に連絡する前に予め準備・確認いただきたいこと

・患者（陽性になった方）との接触状況を調査し、感染拡大防止の対策を検討するための資料を準備いただきます。

・事前に準備いただきたい基本的事項は、下記です。

※発症日（症状の出た日）の2日前から、最終出勤日までの期間についての準備が必要です。

※患者や対象施設の状況により、追加で確認・準備をいただく場合があります。

～予め、準備（確認）いただきたい基本的事項～

①患者の個人情報 ※氏名、性別、生年月日、住所

②患者の出勤状況 ※出退社時間がわかるもの

③患者の行動歴（タイムライン）

※休憩時間や喫煙所の利用等も含め、患者が対象施設で行動した範囲の状況をできるだけ詳しく確認してください。

④対象施設の見取り図

※患者の執務スペースだけでなく、共有部分（ロッカー、食堂、トイレ、喫煙所等）の見取り図もご準備ください。

⑤患者以外の者の状況

※患者と勤務や食事・休憩等で一緒に過ごした者のリストを作成し、接触日や接触状況、体調不良（症状がある者）があればその旨も記載し、患者と接触した者のマスク着用状況も記載ください。

⑥保健所との連絡窓口担当者の選定

※保健所は、連絡窓口担当者を通して対象施設に連絡いたします。

施設内の消毒はすぐに開始できる対策です

- ・施設内に付着したウイルスからの感染を防ぐために、不特定多数の人が利用する場所や触れ部分を消毒してください。（ドアノブ、スイッチ、PC周辺機器、手すりなど）

※新型コロナウイルス感染症は、感染していても無症状な場合があります。日ごろから、不特定多数の者が触れる場所をこまめに消毒したり、一人ひとりが手洗いや手指の消毒をしっかりと行うよう、習慣にしておくことが重要です。

※一般的な消毒方法については、下記のファイルを参考にしてください。

新型コロナウイルス感染症 施設と家庭の消毒方法（PDF：114KB）

感染拡大を防ぐために

・保健所は、対象施設の疫学調査の結果、必要な感染拡大防止対策について、対象施設に連絡します。

・濃厚接触者と判断された職員は、健康観察期間が終了するまで、自宅待機させてください。

※健康観察期間は、感染していたら症状が出てくる可能性がある期間です。PCR 検査結果が陰性でも、PCR 検査の精度は約 70%のため、健康観察期間は短縮とはなりません。

・対象施設内で、複数の患者が発生した場合は、追加の疫学調査を行い、濃厚接触者の追加や、健康観察期間が延長になる場合があります。

・正しいマスクの着用や、施設内の十分な換気、社員同士の適切な距離を保ち飛沫を浴びるのを防ぐ会食（昼食含む）を避ける等の対策は、施設内の感染拡大防止や濃厚接触者を少なくするために有効です。

保健所の連絡先

平日（月曜から金曜）9：00から17：00

北区保健所 新型コロナ健康相談センター 03-3919-4500

以上が、文部科学省ならびに北区保健所が示している内容となります。

本校では、上記指針に基づいて、関係各所と連携をしながら今後とも、生徒の安全と安心を確保しながら進めてまいります。

保護者の皆様におかれましては、今後ともご協力の程よろしくお願い申し上げます。